

<<サンプル>>

ソフトウェア保守契約書

〇〇〇〇サービス会社（以下「甲」という）と株式会社フォーエヴァー（以下「乙」という）は、乙所定の条項に対する甲の合意により成立したソフトウェア使用同意契約（以下「原契約」という）に関し次の通り保守契約を締結します。

第1条（対象ソフトウェア）

本契約の対象ソフトウェア製品（以下「本件ソフトウェア」という）は保守契約明細書（1）記載の通りとします。

第2条（保守サービスの範囲）

本件ソフトウェアの保守サービスの範囲は、以下の通りとします。

- ①甲より乙への本件ソフトウェアの使用に関する、電話、文書による問い合わせに対する回答。
- ②問い合わせに応じ、乙より甲へのプログラムの補修改訂及び新バージョンに関する情報の提供。
- ③乙より甲への法改正対応および機能拡張を目的とした新バージョンの提供。ただし、乙より甲へ事前に文書で本保守サービスの対象外となる旨連絡した新バージョンについては、別途乙より甲へ見積書を提出し、甲が合意すれば乙より有償で甲へ提供するものとします。
- ④甲が本件ソフトウェアのオリジナル媒体を紛失、損傷した場合、乙は無償で甲に提供するものとします。

第3条（出張サービス）

甲の依頼により、乙が必要と認めた場合に限り、指定システムの設置場所で乙の社員が作業を行うものとします。本出張サービスに対しては、乙は甲より別途交通費、宿泊費等を申し受けることがあるものとします。

第4条（保守窓口対応時間）

保守内容に関する窓口対応時間は、次の通りとします。
平日 9：00～12：00、13：00～17：30
（土日、祝日、および乙の年末年始休業日を除く。）

第5条（契約期間）

本契約の期間は、本契約締結日より同年度3月31日までとします。

ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに両者いずれからも解除の申し出がない場合は、本契約はさらに1年間継続するものとし、以降も同様とします。

第6条（料金）

本契約の料金および支払方法は保守契約明細書（2）および（3）に記載の通りとします。

第7条（責任の解除）

本契約の解除もしくは期間満了により、乙の本件ソフトウェアの保守義務は解除されます。

第8条（原契約の適用）

本契約に定めのない事項については、原契約の条項を適用します。

- 2 原契約にも定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

本契約が成立した証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

2007年〇月〇日

甲： 〇〇サービス会社(お客様の住所名前など)

印

乙： 大阪市北区豊崎5-6-10 商業ビル
株式会社フォーエヴァー

〇〇〇〇

印

契約書番号 2-123456-001

保守契約明細書

甲及び乙が締結した保守契約の明細は以下の通りとします。

(1) 保守対象ソフトウェア

品名	数量	発注No.	品名	数量	発注No.
まい・アクセス	1				
まい・給付	1				

(2) 保守料

金 〇〇〇〇〇円 (年間保守料) ※消費税は別途加算
ただし、初年度は
金 〇〇〇〇〇円 (2007. xx. 1～年度末分金額) ※消費税は別途加算

(3) 支払方法

甲は保守契約締結日の翌月末日までに、乙の指定する金融機関の口座に、現金を振り込むものとします。

(4) システムの設置場所

〒531-0072 大阪市北区豊崎5-6-10
〇〇サービス会社

(5) システムの動作環境